

## 用語の定義

### ● 受援都県（4都県）

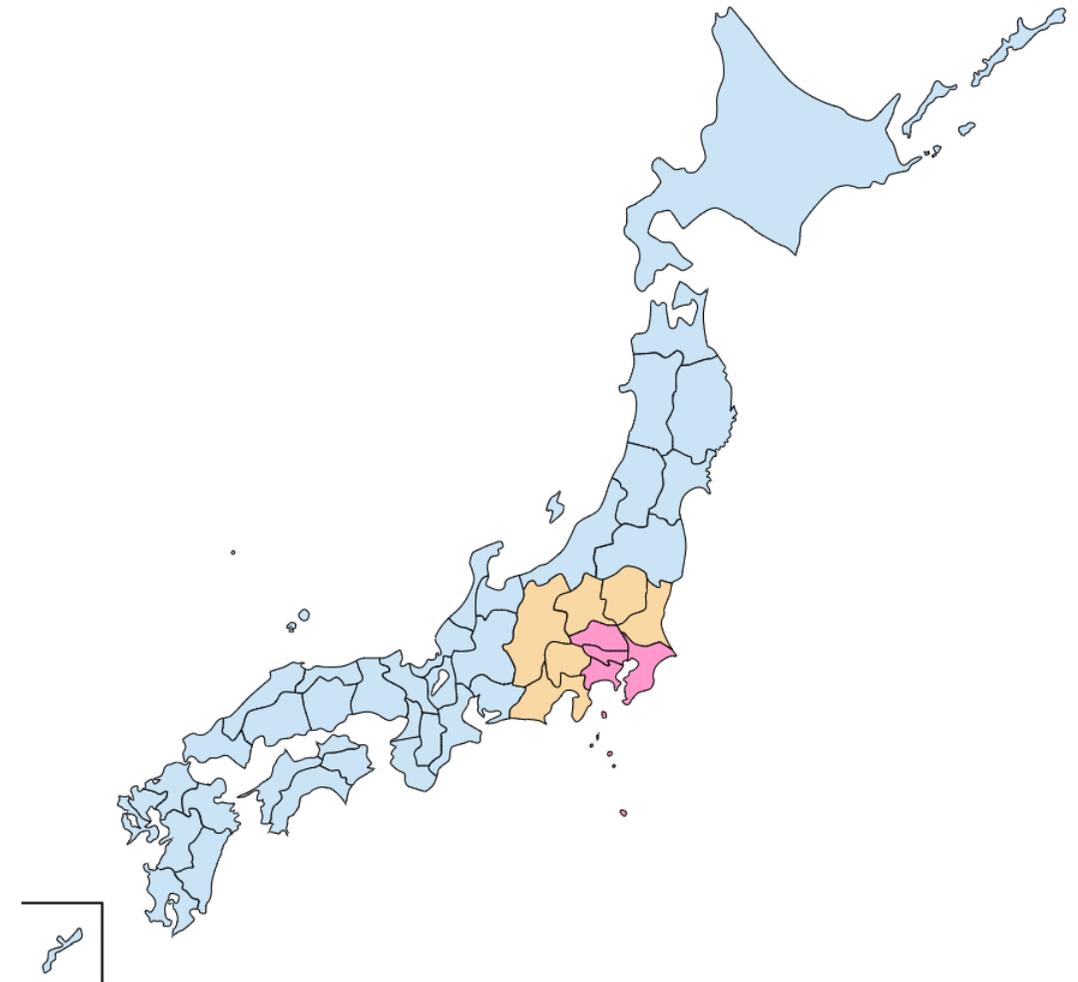
具体計画を踏まえ、首都直下地震発生時において主として応援を受けると想定される都道府県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）をいう。

### ● 即時応援道府県等（37道府県）

応援都道府県のうち、被害確認後応援都道府県を除く37道府県をいう。

### ● 被害確認後応援県（6県）

受援都道府県を除く都道府県（以下「応援都道府県」という。）のうち、首都直下地震対策特別措置法（平成25年11月29日法律第88号）第3条第1項に基づき指定されている首都直下地震緊急対策区域を含む都道府県（群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県及び静岡県）をいう。



## 首都直下地震対策特別措置法

### （目的）第一条

この法律は、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### （首都直下地震緊急対策区域の指定等）第三条

内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）として指定するものとする。

2～5（略）

# 首都直下地震緊急対策区域一覧

## 1 都 9 県 309 市区町村

都道府県	市区町村
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、同郡境町、北相馬郡利根町
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市、下都賀郡野木町
群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、多野郡上野村、同郡神流町、甘楽郡下仁田町、同郡甘楽町、佐波郡玉村町、邑楽郡板倉町、同郡明和町、同郡千代田町、同郡大泉町、同郡邑楽町
埼玉県 (全域)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、同郡毛呂山町、同郡越生町、比企郡滑川町、同郡嵐山町、同郡小川町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡鳩山町、同郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、同郡皆野町、同郡長瀬町、同郡小鹿野町、同郡東秩父村、児玉郡美里町、同郡神川町、同郡上里町、大里郡寄居町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、同郡松伏町
千葉県 (全域)	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡神崎町、同郡多古町、同郡東庄町、山武郡九十九里町、同郡芝山町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡睦沢町、同郡長生村、同郡白子町、同郡長柄町、同郡長南町、夷隅郡大多喜町、同郡御宿町、安房郡鋸南町
東京都 (全域)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町、同郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県 (全域)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町、愛甲郡愛川町、同郡清川村
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、上野原市、甲州市、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、同郡丹波山村
長野県	南佐久郡川上村、同郡南相木村、同郡北相木村
静岡県	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町

## 用語の定義

### ● 受援都県（4都県）

首都直下地震発生時において**主として応援を受ける都県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の4都県**をいう（※受援都県は、指定都市を含む都県を単位とするため、受援都県にはさいたま市、千葉市、横浜市、川崎市及び相模原市を含む。）。

### ● 応援道府県等（43道府県、15指定都市）

受援都県を除く道府県及び受援都県内の指定都市を除く指定都市をいう。

### ● 即時応援道府県等（37道府県、15指定都市）

応援道府県等のうち、首都直下地震対策特別措置法（平成25年11月29日法律第88号）第3条第1項に基づき指定されている**首都直下地震緊急対策区域**（以下「首都直下地震緊急対策区域」という。）**を含まない道府県**（以下「即時応援道府県」という。）及び**首都直下地震緊急対策区域に指定されていない指定都市**（以下「即時応援指定都市」という。）をいう。

### ● 被害確認後応援県（6県）

応援道府県等のうち、首都直下地震緊急対策区域を含む県（群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県及び静岡県）の6県をいう（※**静岡市及び浜松市は、被害確認後応援県内にあるが、首都直下地震緊急対策区域に指定されていないため、即時応援指定都市に該当する。**）。

### ● 災害マネジメント総括支援員（GADM）

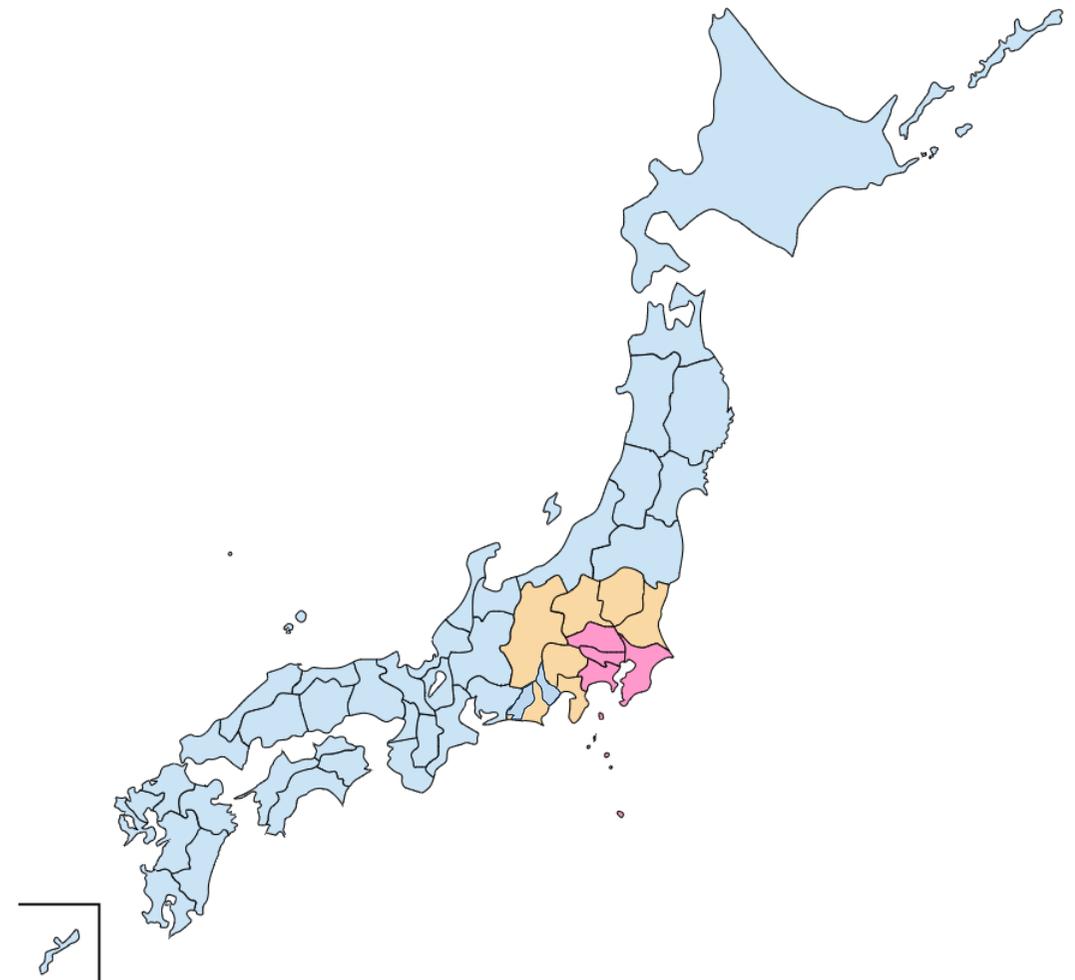
被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、**被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者**として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

### ● 災害マネジメント支援員

災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

### ● 地域GADM等

受援都県内のGADM及び災害マネジメント支援員のほか、受援都県内においてこれらの者に準ずる役割を持つ者をいう。



受援都県等の定義の整理表

		応援道府県等		
		即時応援道府県等 (37道府県、15指定都市)		
都道府県	首都直下地震 緊急対策区域に <u>全域が指定</u>	首都直下地震 緊急対策区域に <u>一部地域が指定</u>	首都直下地震 緊急対策区域に <u>全域が非指定</u>	
	主として応援を受ける	左記以外		
	受援都県 (4都県) 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県	被害確認後応援県 (6県) 茨城県、栃木県、群馬県、 山梨県、長野県、静岡県	即時応援道府県 (37道府県)	
指定都市	<u>受援都県は指定都市を 含む都県を一単位とする</u>	首都直下地震 緊急対策区域に <u>指定</u>	首都直下地震 緊急対策区域に <u>非指定</u>	首都直下地震 緊急対策区域に <u>非指定</u>
	さいたま市、千葉市、 横浜市、川崎市、 相模原市	(被害確認後応援 指定都市) なし	即時応援指定都市 静岡市、浜松市	(15指定都市) 札幌市、仙台市、 新潟市、名古屋市、 京都市、大阪市、 堺市、神戸市、 岡山市、広島市、 北九州市、福岡市、 熊本市